

危機管理

道には、道民の皆様の生命、身体、財産を、自然災害や事故、事件などの「危機」から守るという基本的な責務があります。

そのためには、実際に「危機」が発生又は差し迫ったときには、的確な「危機管理」がなされなければなりません。

職員全体が日ごろから「危機管理」に対する知識と意識を高め、想定した対策等に沿った迅速な対応を行う必要があります。

「危機管理」とは

危機の発生やその急迫の際に行う、被害軽減、拡大防止、復旧のための取組をいいます。

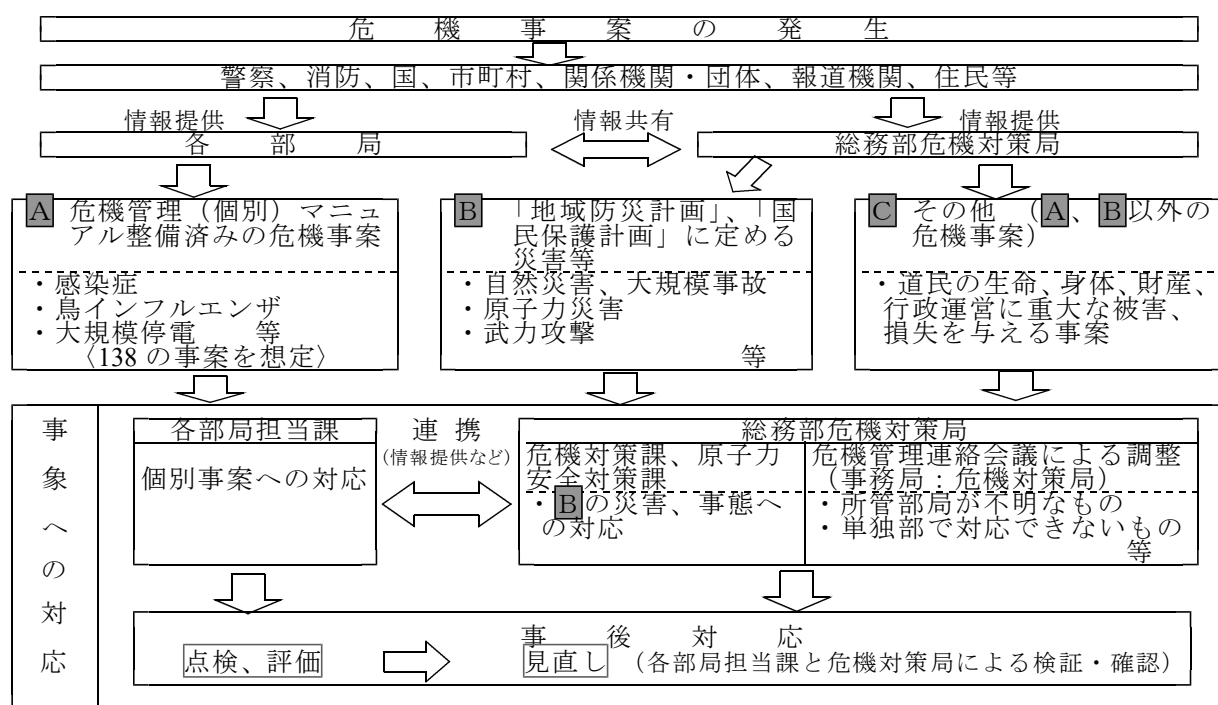
1 道における危機管理体制

道では各部局において、その所管する業務に関する危機を想定した「危機管理マニュアル」を整備しており、これらの危機が迫ったときや危機が発生した場合には、このマニュアルに沿って対応します。

また、自然災害や武力攻撃事態などについては、「北海道地域防災計画」や「北海道国民保護計画」に基づき対応するほか、単独の部局で対応できない事案などは総務部危機対策局が初動にあたるとともに、庁内調整を行うなどして対応します。

これらのマニュアルや計画を基本に、全部局と全職員で危機管理に取り組みます。

【危機発生時の対応フロー図】



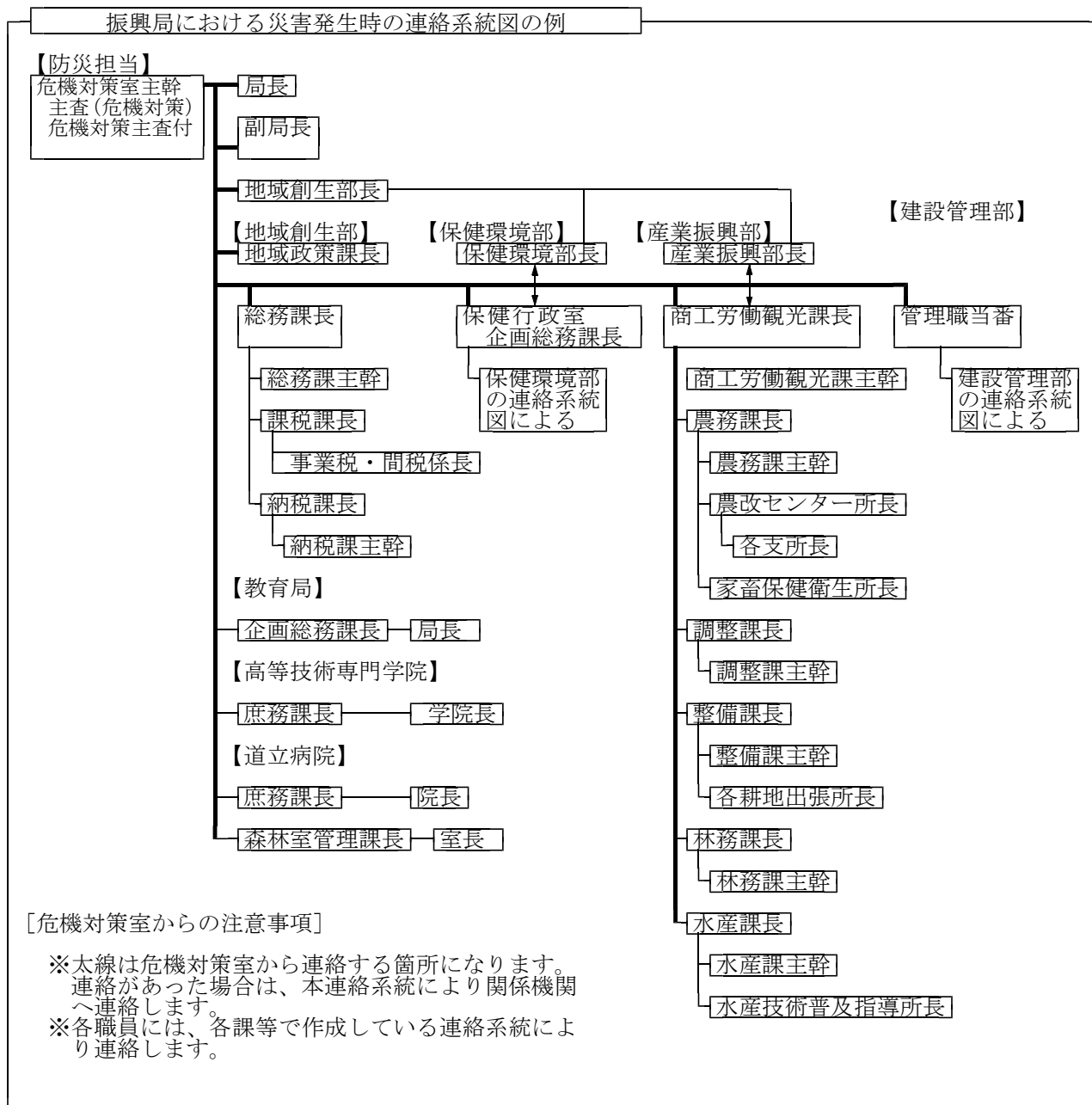
対応の留意事項

- 知事等への連絡事項の作成、連絡（直ちに行うこと。）
- 事案により、関係部との連携
- 対処方針の検討
 - ・防災計画、国民保護計画、危機管理マニュアルによる検討
 - ・類似事案との比較検討
- 記者会見準備
 - ・知事コメント作成（関係部との協議、担当部長、副知事の承認）
 - ・想定質問の作成
- 取材対応
 - ・対策組織名、設置時間、参集職員数等
 - ・事案の概要、情報収集の状況
- 道議会への対応
- 国、国会議員への対応

2 危機管理の具体例：災害への対応

危機管理の具体例として、振興局管内において震度4以上の地震や津波、火山の噴火等の災害が発生した場合を考えてみましょう。

そうした場合、各振興局で作成している連絡系統図により災害に関する情報が伝達されます。皆さんは、各所属の配備体制に基づき、災害対応を行うことになります。



災害時の非常配備体制				
【総務班】	【保健環境班】	【産業経済班】	【土木技術班】	【協力班】
- 総務課 - 課税課 - 納税課 - 地域政策課 - 危機対策室	- 保健行政室各課 - 各地域保健室・支所 - 食肉衛生検査所 - 児童相談室 - 社会福祉課 - 環境生活課	- 産業振興部各課 - 農業改良普及センター - 家畜保健衛生所 - 各耕地出張所 - 水産技術普及指導所 - 森林室	- 建設管理部各課室 - 関係出張所	- 教育局 - 高等技術専門学院 - 道立病院

➡ 各職員は、北海道地域防災計画に基づく各振興局地域災害対策要綱、各部等の災害対応マニュアル等の役割分担により災害対応を行う。